

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、一般社団法人沖縄応用心理学カウンセラー協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を沖縄県島尻郡与那原町に置く。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、応用心理学カウンセラーとして、心理臨床の学習を深めると同時に、その学習・業務に携わる者の相互の連携協力によって、心理技法向上と会員の資質向上、また地域の子育て支援等を目的として次の事業を行う。

- (1) 会員の研究の促進と技能向上をはかる研修会の開催
- (2) 子育て支援教育（サポーター養成講座）の開催
- (3) 子供の居場所づくりに関する活動と業務
- (4) 諸教育への講師派遣
- (5) 会員相互の連携・協力及び情報交換、親睦増進のための諸活動
- (6) 機関誌、名簿、その他の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び活動

2 本会は、剰余金の分配は行わないものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員（他の心理資格を有する者）とする。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(正会員)

第6条 正会員は、応用心理学カウンセラー資格を取得した者とし、心理療法に関心を持

ち、この技法の進歩を目指そうと志し、事例を発表できる者として、また、その他前記に準ずる資格のある者として理事会の承認を得た者とする。

(準会員・賛助会員)

第7条 準会員及び賛助会員は、理事会において、その資格があると認められた者とする。

- 2 準会員は応用心理学講座受講者とする。
- 3 賛助会員は他の心理資格を有する者とする。

(入会)

第8条 カウンセラー資格登録者は本会に登録することにより会員となる。

- 2 本会の賛助会員になろうとする者は、本会の正会員の推薦により本会所定の申込用紙に所要事項を記入し、これを理事会に提出し承認を得た者とする。

(会員の権利及び義務)

第9条 会員は本会が営む事業及び活動に参加することができ、また本会の編集出版物等について配布を受けることができる。(有料)

- 2 会員は、本会が別に定める倫理規定その他の規則を遵守しなければならない。

(会費)

第10条 会員は、別に定める規則に基づき会費を納入しなければならない。

(会員資格の停止・喪失)

第11条 会員は、理事長に対する通知をもって、いつでも本会から退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 正会員全員の同意
 - (4) 除名
 - (5) 年会費の未納額が1年分となり、支払期限より30日を経過してもこれを支払わない者(但し、別に定める規則に基づき、本人の申し出により未納分を納入した場合、理事会の承認により再度会員資格を得ることができる)
- 3 会員に年会費の未納がある場合、本会は当該会員に対する通知により年会費が納入されるまでの間、会員資格を停止することができる。会員は、会員資格の停止中、本会に対し、会員としての権利を行使することができない。

(除名)

第12条 本会の会員で次の各号のいずれかに該当する者は、会員総会の決議によりこれを除名する。

- (1) 本会の定款又は各種規則に違反した者
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をした者

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

ただし、既に発効した未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の抛出金品は返却しない。

第4章 組織

(役員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - (3) 顧問 若干名
- 2 理事及び監事は、正会員から選出する。
 - 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。
 - 4 役員は無償とする。ただし、監事は有償とすることができる。
 - 5 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事)

第15条 理事は、会員総会において、これを選出する。

- 2 理事は、理事会を構成し、理事会を通じて、本会の業務執行に関する意思決定をし、理事による業務執行を監督する。
- 3 理事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(役付理事)

第16条 本会は、理事会の決議により、次の役付理事を選任する。

- (1) 理事長：1名
 - (2) 副理事長：2名
- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事として本会を代表する。
 - 3 理事会の決議により、役付理事を代表理事とすることができる。

(理事長・副理事長)

第17条 理事長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長が、その両名に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従って、理事がその職務を代行する。

(職務の執行状況の報告)

第18条 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事)

第 19 条 本会には監事を置く。

- 2 監事は理事会において選出する。
- 3 監事は、本会の会計及び理事による職務の執行を監査する。
- 4 監事の任期は、その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 監事に就任後、正会員たる資格を喪失した場合であっても、これは直ちに監事の資格に影響することはない。

(顧問)

第 20 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会においてこれを選任する。
- 3 顧問は、本会の運営につき理事長の相談に応じる。

第 5 章 運営

(事務局)

第 21 条 本会は、事務遂行のために事務局をおく。

- 2 理事長は、理事の中から事務局長 1 名を選任し、事務局の指揮・監督にあたらせる。事務局長の任期は、事務局長を務める理事の理事としての任期と同一とする。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

(職員)

第 22 条 本会に、事務局として必要な場合、職員若干名を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長及び職員は、有給とすることができる。

第 6 章 会議

(会員総会)

第 23 条 会員総会は、正会員をもって構成される。正会員は、本定款または諸規則に別段の定めがない限り、各 1 個の議決権を有する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

- 2 当会は、毎年 1 回、理事長の招集により、定時会員総会を開催する。
- 3 理事会が必要と認めたとき、若しくは正会員の 10 分の 1 以上から会員総会に付議すべき事項を示して請求されたときは、臨時会員総会を招集しなければならない。
- 4 会員総会は、理事会の決議に基づいて理事長が招集する。

- 5 会員総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的を記載した書面により、原則として、会員総会の日の1週間前までにその通知を発することとする。
- 6 会員総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が議長を務めることができない場合は、理事会で定めた順により、他の理事がこれに当たる。
- 7 会員総会において、本会の運営、事業計画、予算及び決算について理事より報告を受ける。

(理事会)

第24条 本会には、理事会を置く。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事もこれを招集できる。
- 4 理事会を招集する場合は、開催の日の3日前までに全理事及び監事に通知しなければならない。ただし、全理事及び監事の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が議長を務めることができない場合は、理事会で定めた順により、他の理事がこれに当たる。
- 6 理事会の決議は、本定款に別段の定めがない限り、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。決議の対象たる事項について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(理事会の決議事項)

第25条 理事会は、法令及び本定款において他に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員総会及び委員会において決議した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として委員会に付議する事項
- 2 理事会は、本定款において理事会が決すべきとされている事項及び法令において理事に委任することができないとされている事項については、自ら決しなければならない。

(理事会の決議の省略)

第26条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、当該提案について、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印するものとする。

(委員会)

第28条 本会は、以下のとおり各事項を決定する委員会を置く。

- (1) 研修委員会：本会の研修に関する事項

- 2 委員会の委員は、理事会によってこれを選任する。
- 3 本条の規定にかかわらず、理事会の決議により、必要に応じて委員会を設置し、または解散することができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理)

第30条 本会の財産の管理は、理事会がその責を負う。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、会員総会に報告する。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が法に規定する事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時会員総会において承認を得るものとする。

第8章 本定款の改正及び解散

(定款変更)

第33条 この定款の変更は、会員総会の出席者の3分の2以上の同意による決議を得た上で決する。

(解散)

第34条 本会は、一般社団・財団法人法に定める事由のほか、会員総会の出席者の3分の2以上の同意による決議を得た上で解散する。

(残余財産の処分)

第35条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の議決により、国又は地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 雑則

(雑則)

第36条 本定款に定めのない事項は、一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。

第10章 附則

第37条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から平成28年3月末日までとする。

第38条 本会の設立時役員は以下の通りとする。

設立時理事長（代表理事）	上原シゲ子
設立時理事	上原シゲ子 喜瀬茂代 佐久川長儀 知花洋子 佐久本ちえ子 喜瀬乗進
設立時監事	大濱睦子 與那城愛子

第39条 本会の設立時の社員たる正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1. 住所
氏名
2. 住所
氏名
3. 住所
氏名
4. 住所
氏名
5. 住所
氏名
6. 住所
氏名
7. 住所
氏名
8. 住所
氏名

【設立時役員 of 住所／氏名省略】

第40条 設立時の理事の任期は選任後2年以内に実施される選挙において新たな理事が選任されるまでとする。

2 設立時の理事及び監事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

第 41 条 任意団体沖縄応用心理学カウンセラー協会正会員、準会員の会員資格を有する者は、一般社団・財団法人法に定める一般社団法人の設立登記の日に、第 8 条にかかわらず本会の会員資格を取得したもとする。また任意団体沖縄応用心理学カウンセラー協会に属する権利及び義務の一切は、本会が継承する。

以上、一般社団法人沖縄応用心理学カウンセラー協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成 年 月 日

住所

設立時社員

住所

設立時社員

住所

設立時社員

住所

設立時社員

【設立時役員 of 住所 / 氏名 / 捺印等省略】

住所

設立時社員

住所

設立時社員

住所

設立時社員

住所

設立時社員